

「居心地の良い島」の実現に向けて

小規模離島の住民生活の安定に期待

令和五年三月三十一日までを期限とする離島振興法（離島振興法の一部を改正する法律）が、昨年十一月一八日の第二一〇回臨時国会において、可決成立しました。

今回の改正では、「小規模離島への配慮」が条文に明記されており、上島町においては、魚島（令和二年国勢調査人口一三八人）、高井神島（同一人）が該当すると思われます。高井神島には商店がなく、魚島においても買える場所が漁協窓口のみで、商品の数も限られ、生鮮食品などの取り扱いはありません。住民は一日四便の定期船に乗り、町内の弓削島や県境を越えた広島県尾道市へ買い物に出なければならず、

愛媛県上島町長（全離島副会長）



上村 俊之

1957年愛媛県弓削島生まれ。旧弓削町議会議員、弓削町長を経て、2004年上島町に合併後初めての町長に。05年から16年まで全国離島振興協議会副会長を務め、21年より再び同副会長に就任、現在に至る。

大きな負担が生じています。これを解消するため、令和三年二月から今治市の民間事業者による移動販売車が、月二回程度魚島を訪れ、生鮮食品や加工食品、お弁当などを販売するサービスを提供していますが、移動に時間を要し、人件費や移動費などのランニングコストが販売価格に大きく影響している状況です。それでも魚島の皆さんは、目の前で商品を選べることに喜びを感じながら買い物を行っています。このような方々のためにも、改正離島振興法を十分に活用して、離島での生活の負担を少しでも軽減する取り組みを実施したいと考えています。

また、本町に限らず、小規模離島は同様の課題を抱え、大きな負担を背負いながらも一生懸命に生活をしているのでは



魚島港からの景観。

ないでしようか。この度の改正が小さな島々の住民を支える新たな力となるよう、特に期待をしています。

加えて、今回新設された「都道府県による離島市町村への支援の努力義務」にも注目をしています。愛媛県は離島に對

する支援が厚く、現在においても大変感謝をしておりますが、これまで以上の支援とともに、県全体の共通課題として、本土との差が生じない施策を推進していただきたいと考えています。今後も引き続き県と緊密に連携し、上島町の発展に努めてまいります。

医療体制の強化と関係人口の拡大

上述の新設項目以外において、上島町が注目しているのは、「医師の確保等の医療の充実」と「高度情報通信ネットワークの充実」が、「適切な配慮」から「特別の配慮」へと格上げされた点です。

医師の確保については、本町のみならず、全国の離島ももちろん本土の過疎地域においても大きな課題となっております。特に離島は、医療設備が整った病院へ行くにも、天候不良による強風などで海が荒れ、通院できないケースも生じています。救急患者の搬送においては、一分一秒が命取りとなるため、適切な搬送体制づくりが必要です。

今回の法改正を受けて、本町では、本土と変わらない診察が受けられるようICTを活用した遠隔医療の検討や、ドクターヘリなどによる急患搬送体制の強化を図ることで、地域住民が安心安全に暮らし続けられる体制の構築・強化につな

げたいと考えています。

上島町は、救急艇を二隻所有する全国でも珍しい自治体ですが、老朽化に伴い新たに救急艇を建造する際の費用負担が課題となっています。現在、離島活性化交付金を活用することはできませんが、今後、新たに活用できるよう支援メニューの拡充が求められます。

情報通信の面では、町内にある六つの有人島に光回線が整備されており、サテライトオフィスやワーケーションに適した環境となっています。今後は地域の魅力発信や関係人口の創出・構築を進めていく上で、メタバースなどを含めたデジタル新技術の活用を検討・推進していきます。そのためにも5Gをはじめとする高速通信ネットワークが都市部と同様に利用できる設備の導入および更新、維持管理などへの支援拡充に期待しています。

これまで離島活性化交付金のメニューにはなかった定住促進住宅やシェアオフィスの新規整備、定住基盤強化（防災機能強化）のための整備などのハード機能に活用できる「離島広域活性化事業」が新設されました。本町は瀬戸内海の真ん中に位置しており、空港や新幹線駅まで一時間程度、町内のすべての航路を合算すると一日一五〇便を超えるなどアクセスがよく、光通信や下水道も完備されている非常に便利な離島です。近年、外国の方を含めた移住者が増加しており、この

ような移住・定住推進のための制度を活用して、人口減少対応と関係人口拡大への施策を展開して参ります。

あわせて、移住希望者に上島町の生活を体験していただく住まい（拠点）整備やリモートワーク、また、第一次産業のインターン制度なども充実させ、「居心地の良い」環境を拡大したいと考えています。

●
今回の離島振興法の改正が活きるためには、その趣旨に則した新たな施策を展開していく必要があります。しかし、一つの離島自治体だけで進めていくことには限りがあり、やはり国・都道府県・市町村はもちろん、全国の離島が一つのチームとして目的達成に向けて取り組んでいくことで、初めて新たな一〇年を見据えた地方創生・持続可能な島づくりができると思います。

本町のみならず他の離島においても、より充実した支援を受けられることとなった新たな離島振興法。その改正に多大なご尽力を賜りました関係者の皆様に厚く御礼申し上げますとともに、その期待に応えられるよう、離島における施策実現に向け全力で取り組んで参る所存です。今後とも皆様のご指導・ご鞭撻のほどよろしくお願い申し上げます。

■